

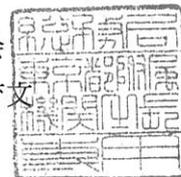


令和4年11月30日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年10月25日付4生私振第1167号により、当審議会に対して諮問された「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）に係る特定個人情報保護評価書（案）（以下「本評価書案」という。）」について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

当該事務についてはこれまで、「高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）及び高等学校等学び直し支援金支給事務（都内私立学校）に係る特定個人情報保護評価書」として保護評価を実施してきたところ、東京都（以下「都」という。）においても就学支援金支給事務（都内私立学校）の申請等について文部科学省の管理する高等学校等就学支援金事務処理システム（以下「e-Shien」という。）の利用を開始し、併せて都としても特定個人情報照会システム（以下「照会システム」という。）を新たに設けることから、今般、就学支援金支給事務（都内私立学校）として単独で保護評価を実施することとなった。

なお、学び直し支援金支給事務（都内私立学校）については、別途、基礎項目評価を行っている。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、高等学校等就学支援金支給事務（都内私立学校）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

その上で、なお留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 書類の受領や e-Shien へのデータ入力等に係る委託先の管理については、特定個人情報の取扱区域及びアクセス権限を限定した上で行うこととされており、また、指紋認証や監視カメラによる入退室管理等、適正に

行われていることが確認できた。

- (3) 書類の保管・廃棄作業については、都職員立会いの下、委託により行うこととしており、これらが適切に行われるよう、その厳格な管理監督に努めること。
- (4) 当該事務が大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託は、当該事務において必要性が高いと考えられる。一方、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであることから、委託・再委託は、リスクが高まる要素でもあることを踏まえた対応が必要となる。

今後、委託先が具体化することも見据え、委託先・再委託先による e-Shien 操作ログの確認など、厳格かつ的確な管理監督の手法について、継続的な検証に努めること。

2 特定個人情報の外部出力について

e-Shien 及び照会システムからの外部記録媒体による出力については、特定の端末と認証機能付きの外部記録媒体を用いて都職員が行うこととされるなど、適正な管理が予定されている。

特に、外部記録媒体使用に当たっては上長の許可が必要とされているが、その具体的な手順を明確化し、定期的実施状況を確認するなど、その厳格な運用管理に努めること。

3 安全管理に係る都内私立学校への注意喚起について

当該事務では現行、申請者から都内私立学校を経由して申請書及び本人確認書類の提出がなされているが、e-Shien 利用開始後は、申請者が学校を経由せず申請を行うため、各学校が直接個人番号を取り扱うことがなくなる。

他方、各学校を通じて申請者に配布される e-Shien のログイン ID が個人番号を入力して申請するための重要な情報となるため、当該 ID の取扱いについて都の基準に則った安全管理措置を講じるよう研修等により注意喚起を行うことで、都としても当該配布事務の安全性を担保するよう努めること。

4 評価書等の活用について

当該事務の変更までには期間があるため、現時点で委託先や照会システムに関するルールの詳細等、未確定の事項があることは首肯できる。事務変更

までにマニュアル等を適切に整備できるよう、具体的な手順や体制について検討を進めること。

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続するとともに、e-Shien については文部科学省に対して今後も積極的な情報提供を求め、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和4年10月25日	諮問
令和4年10月25日から 11月7日まで	本評価書案概要説明・審議 (第63回特定個人情報保護評価部会)
令和4年11月14日	審議(第64回特定個人情報保護評価部会)
令和4年11月30日	「高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏